

連帯保証人になられる方へ

連帯保証人の責任について

「連帯保証人」とは、「保証人」より責任範囲が広く入居者と同等の責任を負います。越前町特定公共賃貸住宅条例第11条第1項第1号に規定する請書（様式第3号）裏面に記載の条件2により、「連帯保証人は、入居者ととも連帯責任を有することを承認し、入居者の一切の行為（契約終了後明け渡しまでの賃料相当損害金の支払い、明け渡し、明け渡し後の原状回復を含む。）に基づく債務を極度額の範囲内で支弁すること。」となっておりますので、その連帯保証人の責任について説明をいたします。

町が債務の返済（滞納家賃の支払い等）を連帯保証人に求めた場合、民法第454条の規定により、連帯保証人には先に入居者に催告することを求める権利（催告の抗弁権）や、先に契約者の財産について執行することを求める権利（検索の抗弁権）がありません。よって、入居者に対して2人の連帯保証人がおられますが、債権者である越前町は各連帯保証人にその債務（家賃滞納額）を全額請求することができます。これは連帯保証人が均等に折半して負担するという意味ではありません。このため、入居者が家賃を滞納いたしますと、越前町は連帯保証人に対して家賃滞納額全額を請求することになります。

また、請書の条件3により、「身元引受人は、上記2に加え、入居者の身柄の引き取りのほか、残置財産の引き取り、退居手続等を行うこと。」となっており、身元引受人の責任はより重くなっていますのでご注意ください。

連帯保証人が死亡した場合は、その相続人が連帯保証人としての責任を相続することとなりますが、相続を放棄した場合はその限りではありません。又、入居者が町営住宅の退居手続きを完了するまで（家賃・修繕負担金の滞納がない状態に限る）連帯保証人としての責任は放棄できません。

尚、連帯保証人になられました際には、役場より確認の書類として、請書（連帯保証人になることを承諾した旨の署名・捺印がされている書類）のコピーを両連帯保証人宛に送付させていただきますので、ご了承ください。

以上のことをご理解のうえ、書類に署名・捺印をお願いいたします。